

令和 8 年度 株式会社 HOPPA
東京都認証保育所 運営規程（保育所規則）

（総則）

第 1 条 株式会社 HOPPA が設置運営する京進のほいくえん HOPPA 柳沢（以下、「当事業所」という。）の運営管理については、法令に定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

（目的）

第 2 条 本規程は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1167 号。以下「要綱」という。）その他の関係法令を遵守して運営することを目的として必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 3 条 当事業所は、「京進のほいくえん HOPPA 柳沢」と称する。

（所在地）

第 4 条 当事業所は、西東京市柳沢 6-8-2 櫻井ビルに置く。

（施設の目的及び運営方針）

第 5 条 当事業所は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- （1） 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」とする。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- （2） 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- （3） 利用乳幼児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- （4） 要綱及びその他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（利用定員）

第 6 条 当事業所の利用定員（要綱 3-ウ）は、33 人（0 歳児：3 人/1 歳児：6 人/2 歳児：6 人/3 歳児：6 人/4 歳児：6 人/5 歳児：6 人）とする。

（提供する保育等の内容）

第 7 条 当事業所は、保育所保育指針を踏まえ、第 9 条に規定する時間の範囲内において、保育

を提供します。

(1) 延長保育

基本保育時間の範囲を超えて保育を必要とする場合は、児童に対し、第9条に規定する時間の範囲内において、延長保育を提供する。

(2) 食事の提供

主に各園の調理担当者（栄養士を含む）が自園にて調理を行います。食物アレルギーを持つ子どもへは、医師の診断に基づき、除去食（必要に応じて代替食）での対応を行います。お迎えが19時以降となる場合には、希望者に夕食を提供します。夕食に係る費用は別表の通りとします。

(3) その他保育に係る行事等

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除くものとする。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 基本保育時間

9時00分から17時00分まで

なお、上記以外の時間帯において、保育が必要な場合は、7時30分から20時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(職員の職種及び員数)

第10条 当事業所に次の職員を置く。

(1) 施設長 1名

(2) 保育士 6名 ※ただし、法令等の配置基準を下回らない人数とする。

(3) 調理員 1名

(4) 嘱託医 1名

2 前項の他、必要に応じて職員を置くことができる。

(職務内容)

第11条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長

事業所の管理・運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 保育士

児童の保育をつかさどる。

(3) 調理員

食事の提供及びそれに付随する職務に従事する。

(4) 嘱託医

年2回の内科健診を行うとともに緊急時対応、相談、助言を行う。

(利用者負担額その他の費用の種類)

第12条 当事業所は、保育を利用した保護者から、月額保育料として別表1を徴収するものとする。要綱4に基づき、月220時間以下の利用月額は3歳未満児の場合80,000円、3歳以上児の場合77,000円を上限し(夕食代は別途)、別表1に定める費用を徴収するものとする。

2 当事業者は、前項の支払いを受けるほか、別表2に定める費用を徴収するものとする。

(入所に関する事項)

第13条 当社規定による月次選考を行う

(退所に関する事項)

第14条 以下の場合には、東京都認証保育所の提供を終了し、退所させるものとする。

- (1) 満3歳を迎える年度を終了したとき
- (2) 保護者から退園の申出があったとき
- (3) 保育料の未払いが3ヵ月を超えるとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第15条 当事業所の職員は、保育等の提供を行っているときに、児童の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治医及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて西東京市に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 児童に対する保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 管理者は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回児童及び職員の避難訓練ならびに消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当事業所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別)

第 18 条 当事業所は、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けておりません。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(別表の変更)

別表 1

1 保育料について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
月額基本保育料	月額 75,000 円 (うち給食費 7,000 円) 4.5 歳児のみ 月額 77,000 円 (うち給食費 7,000 円)	
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	一分あたり 22 円
土曜日保育料	土曜日保育に要する費用の一部をご負担いただくもの	一分あたり 22 円

2 保育料以外について

入園金	27,500 円	
夕食代	夕食の提供に係る費用をご負担いただくもの	一食 400 円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。